

森林経営管理制度(森林経営管理法)と 森林環境譲与税について

令和元年5月14日

鳥取市農林水産部 林務水産課

【森林経営管理制度とは】

・森林所有者が経営する意欲がなく、現状で引き受け手がない手入れ不足の育成林(人工林等)について、市町村が仲介役となり、健全な状態に整備しようとする制度

・平成30年5月に森林経営管理法が成立

・平成31年4月から施行

【森林環境譲与税とは】

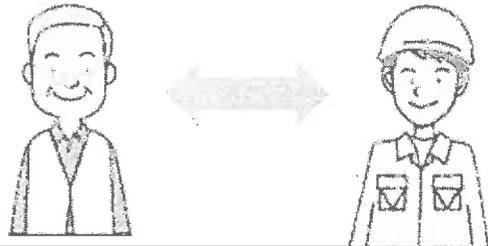
・森林経営管理制度(森林経営管理法)を踏まえ、市町村が行う森林整備等に必要財源に充てるため創設

・目的税となり、用途は法令で定める範囲内で、地方自治体に一定の裁量。(1)市町村は①森林整備、②①を促進する人材育成、木材利用、普及啓発(2)県は市町村の支援等なり、その範囲内で独自に事業を構築。

・平成31年3月末に関連法が整備

・平成31年度中から地方自治体へ譲与開始

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは



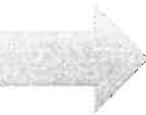
これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



森林所有者

※所有者不明森林へも
対応

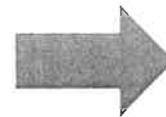


経営管理を
委託



市町村

林業経営に
適した森林

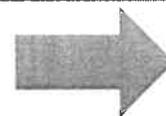


経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

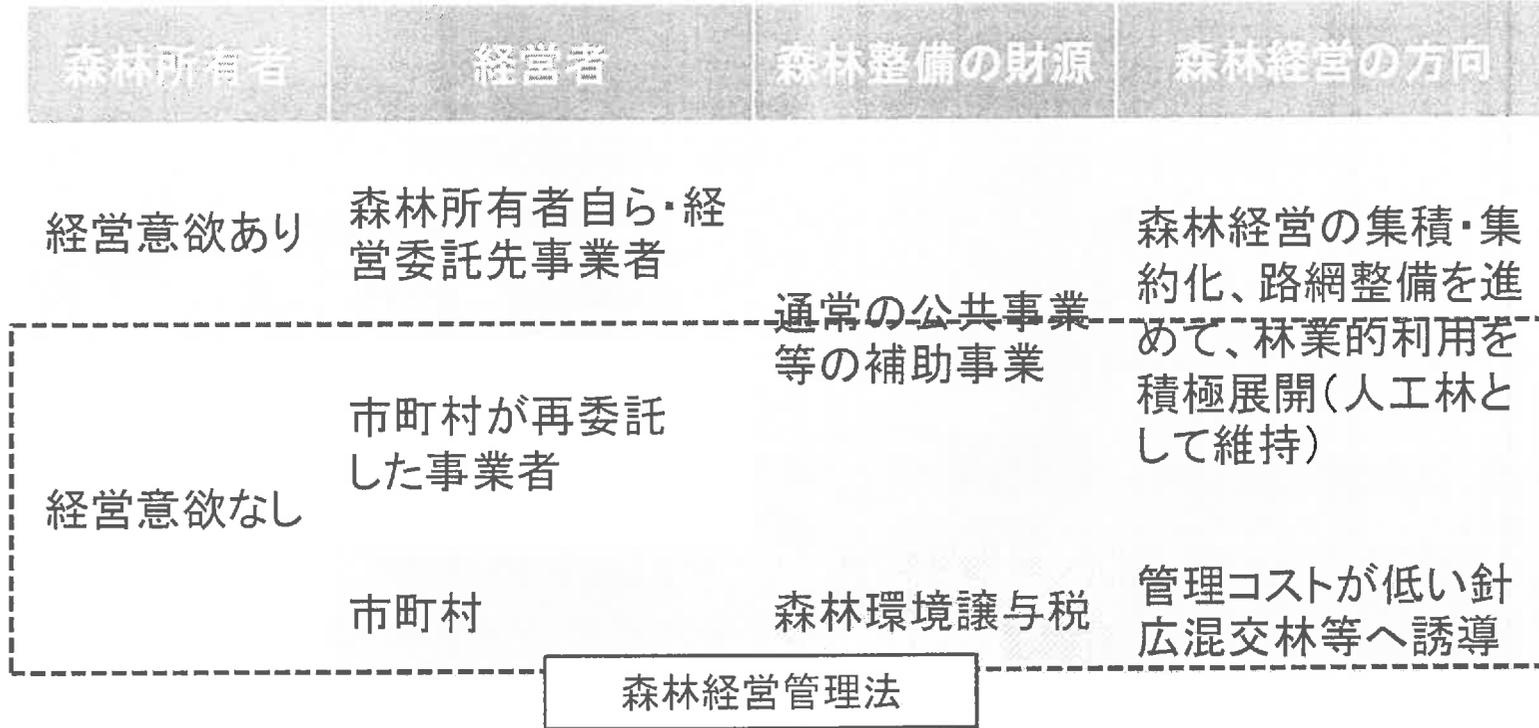
林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手と繋ぐシステムを構築

森林経営管理制度と森林環境譲与税の概念図

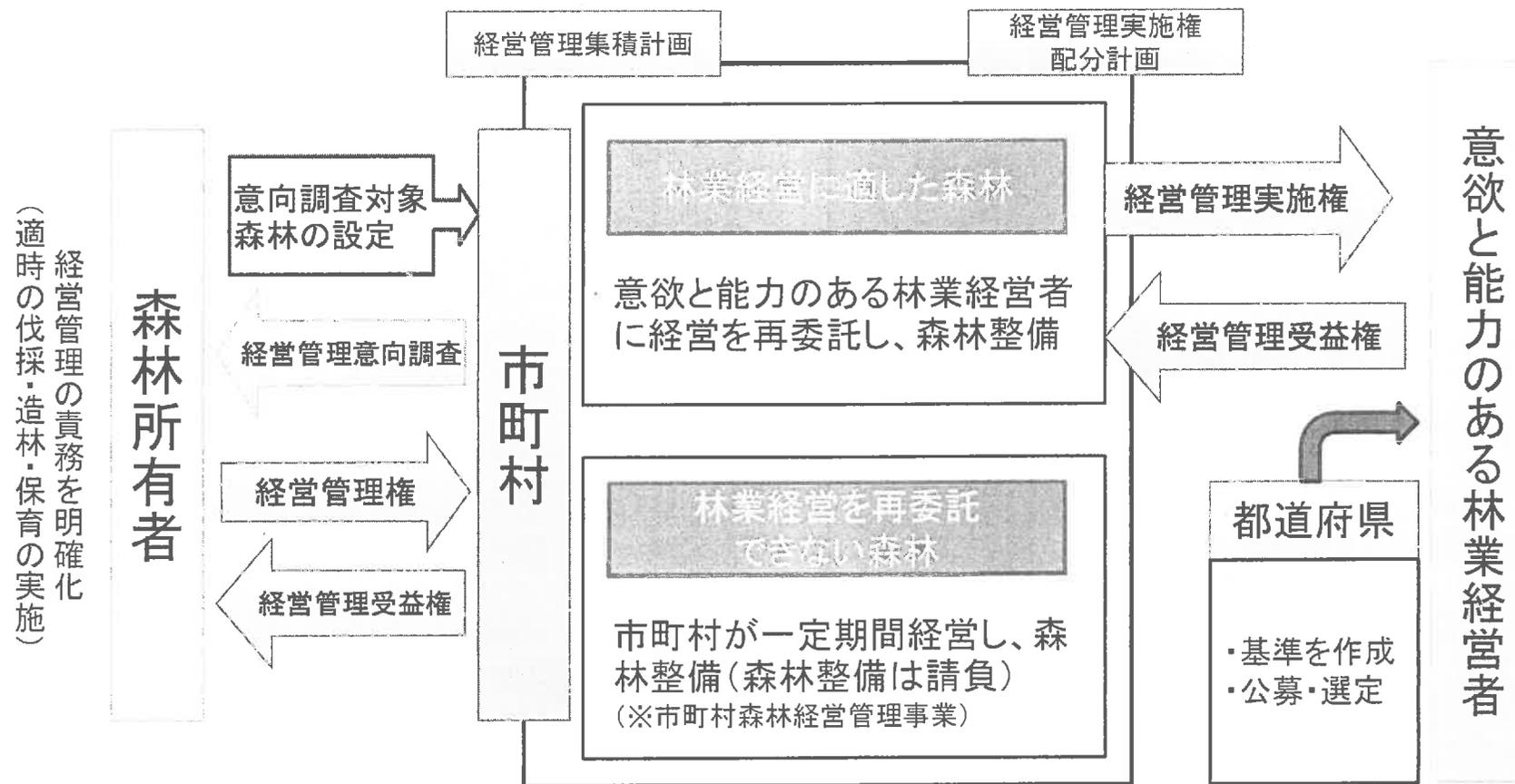


注：森林環境譲与税の用途は森林経営管理法に基づく森林整備に限られたものではなく、平成30年度税制改正大綱(平成29年12月14日)では、「市町村は、森林環境譲与税(仮称)を間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない」とされている。

森林経営管理制度により期待される効果

地域住民	これまで手入れが行き届かなかった森林を適切に整備していくことで、水源の涵養や土砂災害の防止など、森林の有する公益的機能をより効果的に発揮させることにつながる。
地域産業	未整備の森林において間伐等の森林整備を行うことは地域の安定的な木材供給にも寄与する。
森林所有者	施業条件が不利な地域の路網が整備されることで、これまで手入れができなかった森林を整備しやすくなり、将来的に経済林として活用できる可能性がある。
林業経営者 (事業者)	市から森林の再委託を受けて自らが経営管理する森林を増やすことで、事業地の確保が進み、経営規模の拡大や雇用の安定につながる。

森林経営管理制度(森林経営管理法)の仕組み



- 注1:「意向調査対象森林」とは、施業履歴や森林の現況等から、森林のもつ機能の発揮の観点から経営管理が行われていない未整備森林。
- 注2:「経営管理権」とは、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を一定期間のあいだ行う権利であり、市町村が意向調査を経て森林所有者から取得
- 注3:「経営管理実施権」とは、市町村の委託を受けて伐採等を実施する権利であり、林業経営者に設定する権利。
- 注4:市町村は経営管理集積計画や経営管理実施権配分計画において、具体的な経営期間や施業の内容、金銭の授受(販売経費と経営経費を算定)等を規定。

所有者が不明な森林等に係る特例

共有者不明森林

所有者不明森林

不明者の探索
(相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法)

経営管理集積計画の公告
(森林整備の内容に加え、不明者に係る森林の所在地等)

都道府県知事の裁定

経営管理権を市町村が取得

意欲と能力のある林業経営者の選定

法律上で求められる条件は、

- ・経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
 - ・経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。
- (「経営管理」とは森林を自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。)

森林を長期的に経営できる森林経営力と、会社の持続的な経営力 が必要

【国・県が考える選定基準】

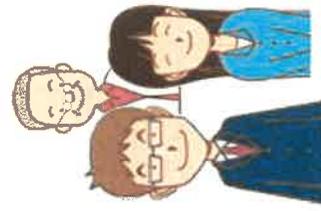
- ・伐採から造林、育林まで責任を負えること(自社内、数社で連携体 等)
- ・生産力や生産工程の管理をできること
- ・損益計算書等により財務状況が健全な内容であること
- ・人事育成にとりくんでいること
- ・労働安全衛生や福利厚生の実施に取り組んでいること等



平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートします

適切に経営管理
を実施してい
ない森林

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 市町村に委託したいと回答頂いたときは、必要に応じて、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。



森所有者



意向を
確認



市町村



経営管理
を委託

市町村に森林の経営管理を委託した場合、
③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
④ 林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



意欲と能力のある
林業経営者



経営管理
を再委託



市町村が管理



お問い合わせ先

農林水産省林野庁森林利用課

☎ 03-6744-2126

✉ shinrin_keieikanri@maff.go.jp

または

お住まいの都道府県・市町村の林務担当部局
まで

